

CASBEE[®] 戸建評価認証申請要領

- 目 次 -

1-1. CASBEE-戸建(新築)の概要	3
1-2. CASBEE 戸建評価認証	3
1-3. 申請フロー	4
1-4. 申請図書等の作成要領	4
1-5. 申請における留意事項	7
1-6. CASBEE 戸建評価認証手数料	8
1-7. 申請の取り下げ	8
1-8. お問い合わせ先	8

1-1. CASBEE-戸建(新築)の概要

CASBEE (建築物総合環境性能評価システム: **Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency**) とは、建物を環境性能で評価し、格付けするシステムで、国土交通省の主導の下、財団法人建築環境・省エネルギー機構(以下、「IBEC」とします。)を中心に開発が行なわれています。

「CASBEE-戸建(新築)」では、戸建住宅の総合的な環境性能を、戸建住宅自体の環境品質「Q(Quality)」と、戸建住宅が外部に与える環境負荷「L (Load)」に分けて評価し、環境性能効率「 $BEE = Q/L$ 」の値から、「S」「A」「B+」「B-」「C」の5段階で格付けします。」

「CASBEE-戸建(新築)」は、戸建住宅の環境に係る性能を“総合的に”評価します。すなわち、特定の取組みのみに特化した住宅よりも、関係分野に対しバランス良く取り組む住宅を高く評価します。なお、CASBEE-戸建(新築)の評価対象は建物本体に限らず、外構、居住者の持ち込み機器、建物供給側から居住者への情報提供、維持管理の計画や体制、更には部材製造段階や施行現場による取組みを総合的に評価します。(※現時点で「既存住宅」のCASBEE 戸建評価認証は行われておりません。)

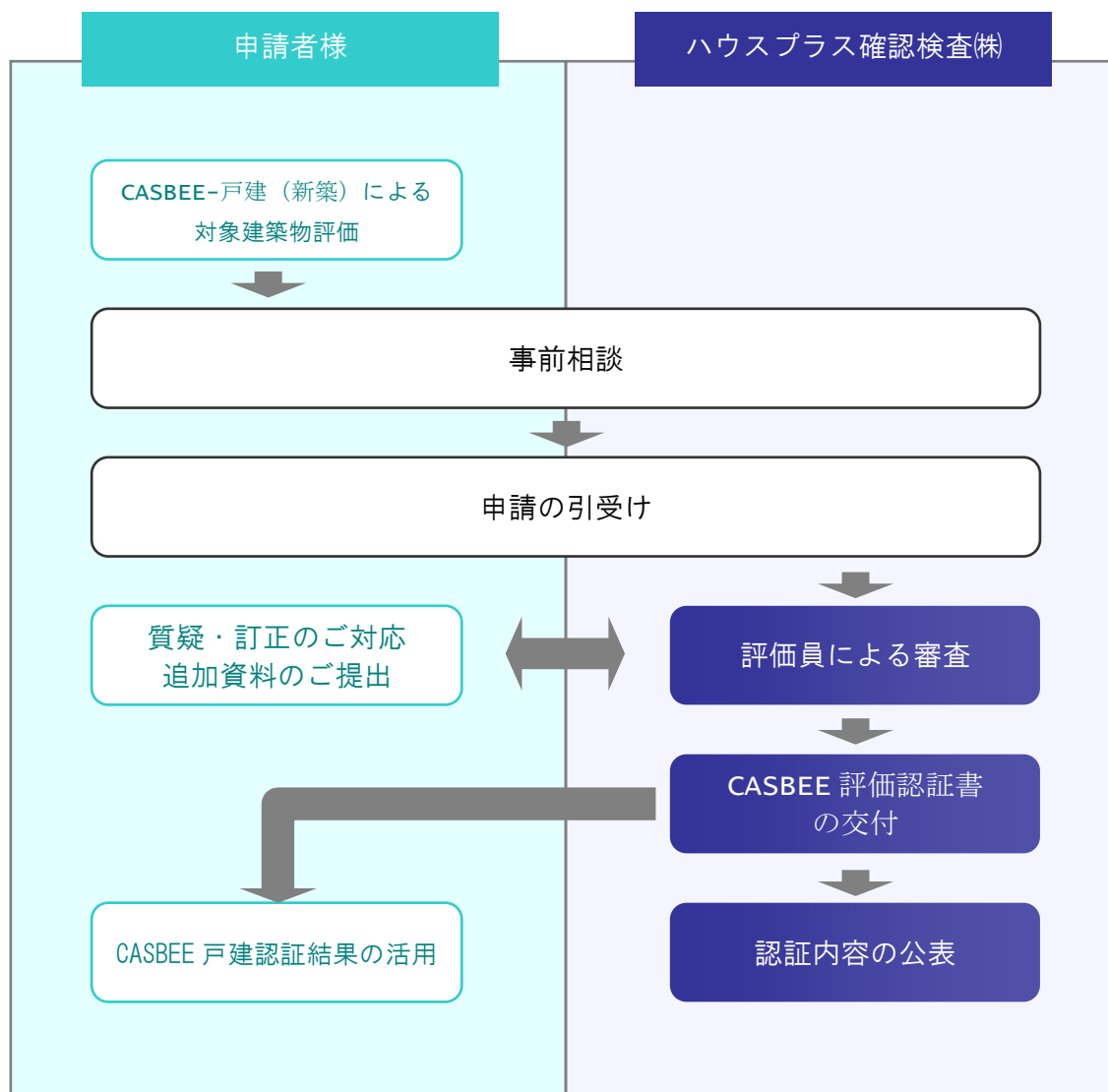
1-2. CASBEE 戸建評価認証

CASBEE 戸建評価認証は、「CASBEE-戸建(新築)」の環境評価性能結果について、信頼性や透明性の確保を目的として、IBEC 及び IBEC が認定した CASBEE 評価認証機関が認証する制度です。

ハウスプラス確認検査㈱は、平成 24 年 11 月 29 日に IBEC より CASBEE を行う第三者機関として認定を受け、CASBEE 戸建評価認証業務を行っています。

認定番号	IBEC 機関認定第 9 号
区 分	第一号：CASBEE-戸建(新築) 第二号：CASBEE-建築(新築・既存・改修、短期使用、自治体版) 第三号：CASBEE-不動産
対象地区	日本全域
期 間	自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日

1-3. 申請フロー



1) 事前相談

ご申請にあたっては、ハウスプラス確認検査(株) 企画室まで事前相談をお申込み下さい。ご申請の内容、ご申請関係の図書、スケジュール等について確認をさせていただきます。

2) 申請の引受け

1-5. 申請図書等の作成要領を参考に、CASBEE 戸建築評価申請に必要な図書を作成いただき正本1部、副本1部を、ご提出ください。ご提出の方法は、直接窓口にご持参いただくか、郵送でお願いいたします。ただし、記入漏れや不備等がある場合には受付できない場合がありますのでご了承下さい。

受付後は「引受承諾書」とともに、評価認証手数料の請求書を発行し、郵送いたします。

3) 手数料の支払

郵送された請求書に指定された期日（原則として引受日の1ヵ月後）までに所定の銀行にお振込み下さい。なお、振込手数料は申請者のご負担でお願いいたします。支払期日までに支払われない場合は評価認証業務を中断することがありますのでご注意ください。

4) 評価員による審査

必要に応じて申請者へのヒアリング等を実施いたします。評価認証においての疑問点や指摘事項などは、E-mail や FAX 等にて通知いたしますので、速やかに回答書を（必要があれば追加書類を添えて）E-mail や FAX 等にてご提出下さい。

申請関係図書の内容（ヒアリングや追加資料を含む）では適確に評価認証ができないと判断したときは「通知書」にてその旨及びその理由を通知し、評価認証業務を終了します。

5) 評価認証書の交付

審査が完了しましたら、「建築物総合環境性能評価認証票（CD-ROM）」、「CASBEE 評価認証書」、「評価結果」を発行し、申請図書の副本1部を返却します。

尚、評価認証の過程で修正や差し替えが発生した資料、または参考として提出して頂いた資料等については、原則として返却いたしませんのでご了承ください。

6) 評価認証の公表

評価認証書交付後、当社のホームページ及び IBEC のホームページにて評価認証を行った旨を公表いたします。公表内容は、①評価認証番号・認証日 ②建物の名称 ③申請者名 ④設計者・施工者名 ⑤建設地 ⑥建物用途・規模 ⑦評価ツール・評価段階 ⑧竣工(予定)日 ⑨認証有効期限とします。

1-4. 申請図書等の作成要領

1) 申請図書の体裁

- 申請図書は A4 版のファイル綴じにしてください。
- ファイルの背表紙に、申請物件の名称と申請者名を記入してください。また、ファイルが分冊となる場合には、分冊の番号（例：1/2）を記載してください。
- 資料の項目ごとに、インデックスシートを挿入し、資料の構成が分かるようにしてください。

2) 申請図書の構成

申請図書		備 考
1	CASBEE 評価認証申請書	様式 HPC0001-2 により作成してください。
2	委任状	様式 HPC0005-2 により作成してください。
3	(資料の目次)	
4	掲載承諾書	様式 HPC0003-2 により作成してください。
5	申請チェックシート	① 申請チェックシート ② 計算表 ※申請者記入欄に記入してください。 【補足 1：申請チェックシートの記入方法】を参照ください。
6	環境設計の配慮事項	様式 HPC0002-2 により作成してください。
7	CASBEE 評価シート	CASBEE 戸建評価ソフトの以下の出力結果を添付してください。 また、評価シートの電子データを E-mail または CD-ROM にてご提出ください。 ① メインシート ② 評価結果表示シート ③ スコアシート ④ 採点（解説）シート ⑤ （付録シート） ※評価ソフトが最新バージョンであることを IBEC の CASBEE ホームページにてご確認ください。評価ソフトのバージョンは、評価ソフトのメインシートの右上に表示されています。
8	各評価の考え方とその根拠を示す資料（1次資料）	① 設計概要書 ② 案内図、周辺図（既存建物配置、高さ、緑地等が分かるもの） ③ 平面図 ④ 立面図 ⑤ 断面図 ⑥ 矩計詳細図 ⑦ 特記仕様書 ⑧ 仕上表 ⑨ 設備機器表 ⑩ その他参考資料（必要に応じて資料を添付してください。）

8	<p>評価する項目の根拠資料 (2次資料)</p> <p>※レベル3以下であっても、 必要な場合は2次資料を添 付してください。</p>	<p>各項目の考え方と評価根拠となる資料を提出してください。 ※以下の資料を必要に応じて資料を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 1次資料以外の設計図 ✓ 公的認証書 ✓ 住宅性能評価書 ✓ 各種計算書 ✓ パース、写真等 ✓ メーカーカタログ等 ✓ その他根拠資料 <p>※具体的な資料の作成については、【補足 2：根拠資料について】 をご参照ください。</p>
---	--	--

1-5. 申請における留意事項

- 1) 評価ツールは、随時、バージョンアップが行われておりますので、申請する際には、評価ソフトが最新版であることを確認して下さい。
 ※最新版は IBEC のホームページよりダウンロードすることができます。
http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_home/cas_home.htm

- 2) 「CASBEE -戸建（新築）」を設計ツールやコミュニケーションツールとして活用
 する場合は、採点の対象となる取り組みを想定して評価をすることができますが、認証における評価においては統一した評価条件での客観的な審査を行うため、評価時点で未定の箇所に対する『想定』は認めないものとします。すべての取り組みが確定していない設計段階での評価も認証の対象となりますが、その場合でも申請時点で設計内容として決定している取り組みだけの評価認証を行います。

- 3) 機器類は、機種を選定し設置位置や取組みについて図面に明記してください。
 ただし性能値などに基づいての記載は、認められません。(例)「○○○相当の機種を選定した。」など

- 4) 「LRH1_2.3 照明・家電・厨房機器」における持込家電の根拠は、設計時または竣工時の申請の場合未定であれば、取組みを「0」としてください。ただし、

事前に計画され、ある一定の範囲の機種から選択されることが分かっている場合などについては、書類に機種名を記載してください。

- 5) 「LRH1_2.5.1 家庭用コージェネレーションシステム」における家庭用コージェネレーションシステムの「レベル 5 とするための確認事項」に対応する家電製品が確定していない場合は、レベル 5 とせずレベル 4 としてください。また、確定している場合でも書類に機種及びその数量を表記する必要があります。

1-6. CASBEE 戸建評価認証手数料

区分	申請建築物の 延べ面積	用途	金額（消費税別）
一号	—	戸建住宅	60,000 円/棟（※1）
CASBEE-戸建	—	戸建住宅	80,000 円/棟（※1 以外）

※1 評価書等（設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書・長期優良住宅認定通知書・技術的審査適合証等）を活用し、日本住宅性能表示基準の審査が省略できる場合。

1-7. 申請の取り下げ

CASBEE 評価認証書の交付前であれば「取下届」をご提出いただくことにより、申請を取下げることができます。ただし、評価認証手数料はご負担いただくこととなりますのでご了承ください。

1-8. お問い合わせ先

ハウスプラス確認検査株式会社 企画室
〒108-0014
東京都港区芝 5-33-7 徳栄ビル本館 4 階
TEL:03-5962-3830 FAX: 03-5427-3186

【補足 1：申請チェックシートの記入方法】

申請者は黄色の欄のみ記入してください

申請チェックシート (2010年版)										事務局使用欄				
平成23年11月1日第1版										受付日	調査日	決定日		
評価項目	申請種別	申請内容	判断の内容	判断の方法	申請者記入欄		評価の考え方	審査員記入欄		申請者回答記入欄	事務局使用欄			
					1次資料	2次資料		審査内容	審査結果		受付日	調査日	決定日	
1 Q ₁ 1111	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保	新規性確保
2 Q ₁ 1112	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和	日射の照度緩和
3 Q ₁ 1121	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が	風多量取り込み、熱気流通が
4 Q ₁ 1122	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画	適切な冷房計画
5 Q ₁ 1131	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画	適切な暖房計画
6 Q ₁ 1210	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策	化学汚染物質の対策
7 Q ₁ 1220	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画	適切な換気計画
8 Q ₁ 1230	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える	犯罪に備える
9 Q ₁ 1310	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用	日光利用
10 Q ₁ 1400	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき	防かき

資料ナンバーを記入してください。

評価の考え方は全項目記入してください。 ※評価対象外の場合も「評価対象外」と記入してください。

提出する資料に◎をつけてください

評価レベルが4又は5の場合、これらの欄に記入をしてください。

審査員の指摘に対し、追加説明や補足を行う場合記入してください。

初回申請時は記入不要です

判断の内容を選んでください。

【補足1：申請チェックシート（計算書）の記入方法】

申請者は黄色の欄のみ記入してください
水色のセルは自動計算されますので、入力しないで下さい

QH計算表-1 (2010年) 評価レベル 0 建築物名称 0

QH1112 日射の調整機能

(1) 夏期日射侵入率計算書(窓間を含む一体的空間)

開口番号 ※添付図面に 記載する	①ガラスの 日射侵入率	②日射遮蔽 部材の遮蔽係 数	③庇等の 遮蔽係数	④開口ごとの 日射侵入率 ①×②×③	⑤開口面積 m ²	④×⑤
1			1.00			
2			1.00			
3			1.00			
4			1.00			
5			1.00			
6			1.00			
合計						
*3<0.6, *1<=A4<0.45, *1<=A5 夏期<0.3 冬期>0.6						加重平均

(2) 冬期日射侵入率計算書(窓間を含む一体的空間) ※レベル5評価のみ記入

開口番号 ※添付図面に 記載する	①ガラスの 日射侵入率	②日射遮蔽 部材の遮蔽係 数	③庇等の 遮蔽係数	④開口ごとの 日射侵入率 ①×②×③	⑤開口面積 m ²	④×⑤
1			1.00			
2			1.00			
3			1.00			
4			1.00			
5			1.00			
6			1.00			
合計						
*3<0.6, *1<=A4<0.45, *1<=A5 夏期<0.3 冬期>0.6						加重平均

(1) 夏期日射侵入率計算表

開口番号 ※添付図面に 記載する	①ガラスの 日射侵入率	②日射遮蔽 部材の遮蔽係 数	③庇等の 遮蔽係数	④開口ごとの 日射侵入率 ①×②×③	⑤開口面積 m ²	④×⑤
1			1.00			
2			1.00			
3			1.00			
4			1.00			
5			1.00			
6			1.00			
合計						
*3<0.6, *1<=A4<0.45, *1<=A5 夏期<0.3 冬期>0.6						加重平均

(2) 冬期日射侵入率計算表

開口番号 ※添付図面に 記載する	①ガラスの 日射侵入率	②日射遮蔽 部材の遮蔽係 数	③庇等の 遮蔽係数	④開口ごとの 日射侵入率 ①×②×③	⑤開口面積 m ²	④×⑤
1			1.00			
2			1.00			
3			1.00			
4			1.00			
5			1.00			
6			1.00			
合計						
*3<0.6, *1<=A4<0.45, *1<=A5 夏期<0.3 冬期>0.6						加重平均

(1) 夏期日射侵入率計算書(主寝室)

開口番号 ※添付図面に 記載する	①ガラスの 日射侵入率	②日射遮蔽 部材の遮蔽係 数	③庇等の 遮蔽係数	④開口ごとの 日射侵入率 ①×②×③	⑤開口面積 m ²	④×⑤
1			1.00			
2			1.00			
3			1.00			
4			1.00			
5			1.00			
6			1.00			
合計						
*3<0.6, *1<=A4<0.45, *1<=A5 夏期<0.3 冬期>0.6						加重平均

(2) 冬期日射侵入率計算書(主寝室) ※レベル5評価のみ記入

開口番号 ※添付図面に 記載する	①ガラスの 日射侵入率	②日射遮蔽 部材の遮蔽係 数	③庇等の 遮蔽係数	④開口ごとの 日射侵入率 ①×②×③	⑤開口面積 m ²	④×⑤
1			1.00			
2			1.00			
3			1.00			
4			1.00			
5			1.00			
6			1.00			
合計						
*3<0.6, *1<=A4<0.45, *1<=A5 夏期<0.3 冬期>0.6						加重平均

QH1122適切な冷房計画

室名	床面積(量)	冷房能力(量)	メーカー	品番
居間を含む一体的空間				
主寝室				

QH1131適切な暖房計画

室名	床面積(量)	暖房能力(量)	メーカー	品番
居間を含む一体的空間				
主寝室				

QH1220適切な換気計画(局所換気扇換気量)

室名	必要換気量の目安	設置換気扇能力 ml/h
台所ガス熱源(フード付)	300Qまたは300ml/hの大きい方	
台所電気	300 ml/h	
浴室	100 ml/h	
洗面所	60 ml/h	
便所	40 ml/h	
洗濯所	60 ml/h	

QH1310 昼光利用

単純開口率計算表				単純開口率計算表			
開口番号	w (m)	h (m)	a	開口番号	w (m)	h (m)	a
1				11			
2				12			
3				13			
4				14			
5				15			
6				16			
7				17			
8				18			
居間面積 m ²	6						
	7						
	8						
	9			A	S		
	10					W	

QH2220 維持管理の体制

No	取組みに該当することの具体的な説明
1	
2	
3	

QH2310 広さと開閉

入居者数	延べ面積	延べ面積/人
------	------	--------

【補足 2：根拠資料について】

- ①根拠資料は、評価項目と根拠となる部分の関係が分かるように、以下のように作成してください。特に1次資料は、全ての評価項目の基礎となる資料です。設計図書には、評価の考え方がわかるように直接書き込んで作成してください。※単に図面を添付したということにならないようにご注意ください。
- ②根拠となる資料が提出されない項目については、最低レベルの評価になります。
- ③ 審査過程で根拠資料の追加や、差替えを行う場合には、その資料にもページ番号をつけて、どの資料の差替えか、どの部分に資料を追加するのかが分かるようにしてください。

